

「高知県青少年保護育成条例」平成30年4月1日施行

近年のスマートフォン等の急速な普及による青少年のインターネット利用環境の変化を背景として、様々な問題が生じてきていることから、保護者、学校、関係団体などの役割を新設するため、条例を以下のように改正した。

主な改正内容

青少年のインターネット利用環境の整備等（第23条の3）の追加

◆保護者の役割を新設

- (1) 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めなければいけない。
- (2) 青少年のインターネットの利用について、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力の状況に応じて、次のことを行うように努めなければいけない。
 - インターネットを利用する時間・場所を制限し、利用状況を把握する。
 - インターネットの利用を、保護者が同意した機能に制限する。
 - フィルタリングの活用等によって、青少年に有害な情報を「見せない」、「聴かせない」、「読ませない」

◆学校、関係団体などの役割を新設

青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得できるように努めなければいけない。

保護者、学校、関係団体
などの役割を新設

「高知県青少年保護育成条例」令和3年7月1日施行

近年のスマートフォン等の急速な普及等による青少年の自画撮り被害が増加傾向にあることと等から、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するため、条例を以下のように改正した。

主な改正内容

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第18条の2）の追加

◆何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。

※児童ポルノ等とは写真やSDカードなどの有体物だけでなく、電子データとして物理的な形のないものも含む。

◆第18条の2に違反した者で、次のいずれかに該当する者は30万円以下の罰金の対象となり得る。（第31条第3項）

- (ア) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- (イ) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

◆青少年の年齢を知らないことに過失がない場合を除き、原則として当該青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできない。

児童ポルノ等の提供
を求める行為の禁止

「高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」令和3年7月1日施行

撮影機器の小型化・高性能化に伴い、盗撮行為が多様化・巧妙化していることを受けて、第4条（卑わいな行為の禁止）を次のとおり改正した。

主な改正内容

◆盗撮行為等の規制場所の拡充

これまでの「公共の場所・公共の乗物」に加え、「特定かつ多数の者が利用する場所・乗物」や「人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所」も、のぞき見、盗撮の規制場所となった。

◆盗撮行為等の目的で写真機等を人に向ける、設置する行為の禁止

のぞき見、盗撮をする目的で、写真機等を人に向けたり、設置する行為が新たに規制された。

盗撮行為等の規制場所の拡充
写真機等の設置の規制